

平成 24 年労働者健康状況調査:調査の結果

■ 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出する。

■ 利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が 100.0 にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「19 年調査」とは、「平成 19 年労働者健康状況調査」のことである。

「22 年調査」とは、「平成 22 年労働安全衛生基本調査」のことである。

「23 年調査」とは、「平成 23 年労働災害防止対策等重点調査」のことである。

(5) 東日本大震災への対応

本年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、福島県については、原子力災害対策特別措置法に基づき、警戒区域及び計画的避難区域を設定された市町村、並びに、緊急時非難準備区域を設定後解除されたが、まだ復旧計画の途上にある市町村については調査の対象から除外することとし、除外する市町村分の標本数については、県内の他地域から補完した。

なお、県内で補完できない事業所規模・産業に属する事業所があった場合には、県外から補完した。

(5) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査 : 調査対象数 13,332 有効回答数 9,283 有効回答率 69.6%

労働者調査 : 調査対象数 17,500 有効回答数 9,915 有効回答率 56.7%

■ 利活用事例

労働災害を防止するためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的、かつ、計画的に実施する必要があることから、国は労働災害防止についての総合的な計画を長期的な

展望に立って策定しているところである。労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条において策定することが定められ、昭和33年から1次5か年計画として現在まで策定されてきたところであるが、労働安全衛生特別調査は、これらの労働災害防止計画の策定のための資料として活用されたほか、労働安全衛生に関する各種推進事業や検討会、また、労働安全衛生に関する法の改正のための検討に際して、調査の結果が参考とされた。

今後も、上記の施策の進捗状況を引き続き把握するとともに、以前にも増して注目される重点施策との関連を調査し、労働安全衛生行政に活用するものとしている。